「保育所等関連状況取りまとめ（令和８年４月１日）」を公表します

こども家庭庁では、このたび、令和8年4月1日時点での保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

〇保育所等利用定員＊は302万人（前年比1.3万人の減少）

〇保育所等を利用する児童の数は265万人（前年比3.2万人の減少）

〇待機児童数は2,435人で前年比181人の増加
・待機児童のいる市区町村は、前年から22減少して189自治体
・待機児童が100人以上の市区町村は、前年から2増加して3自治体

〇定員充足率は87.7%（前年比0.7%の減少）

＊　保育所等利用定員　：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員

※　なお、令和8年熊本地震の影響により熊本県内各自治体のデータが未確定のため、本取りまとめにおける各種データは暫定値となっており、今後、修正が生じる場合がございます。

保育所等利用児童数等の状況①

（保育所等定員数及び利用児童数の推移）

○ 令和８年４月１日時点の保育所等の定員は3,016,417人（対前年▲12,865人（▲0.4%））

○ 保育所等を利用する児童の数は2,646,756人（対前年▲31,661人（▲1.2%））

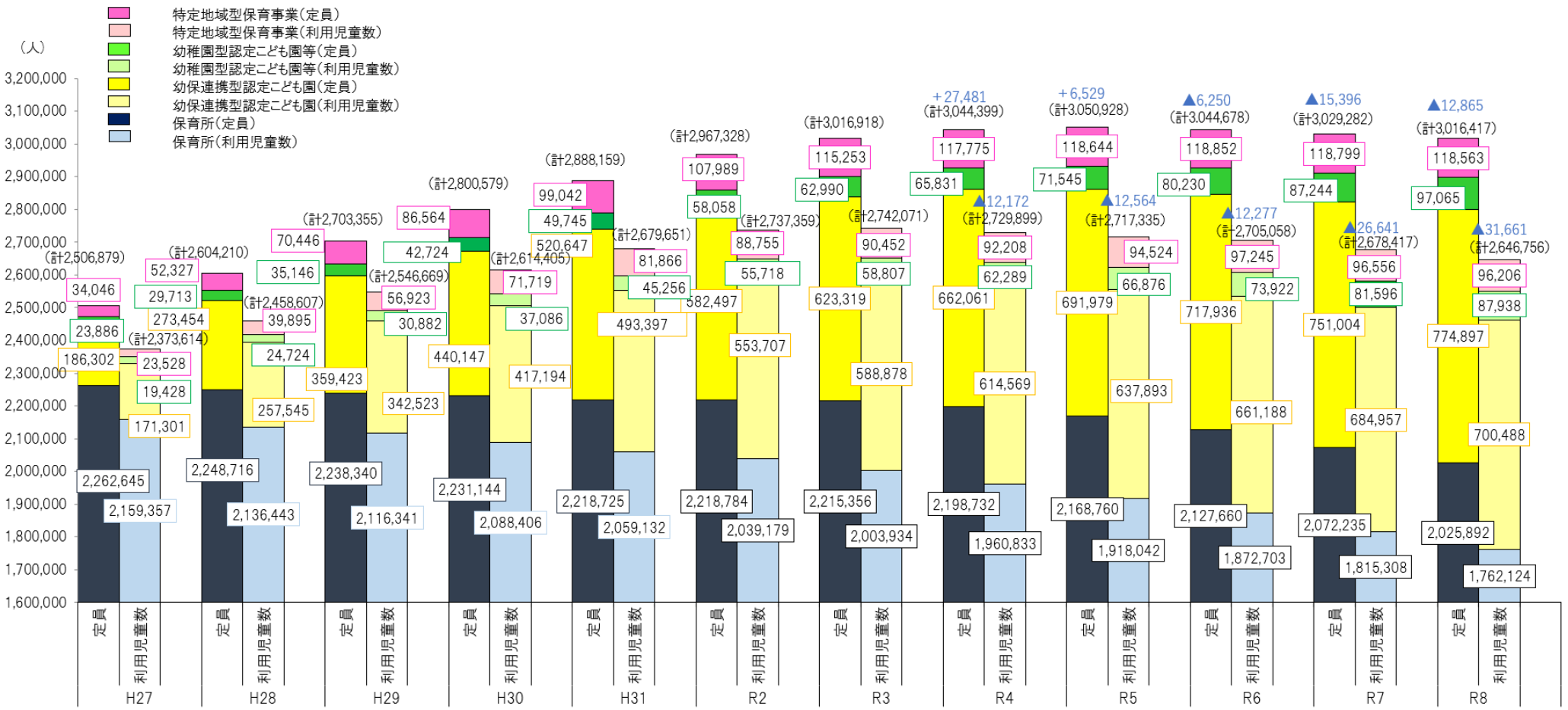

保育所等利用児童数等の状況②

（保育所等数の推移）

○ 令和８年４月１日時点の保育所等数は40,046か所（対前年71か所増（＋0.2%））

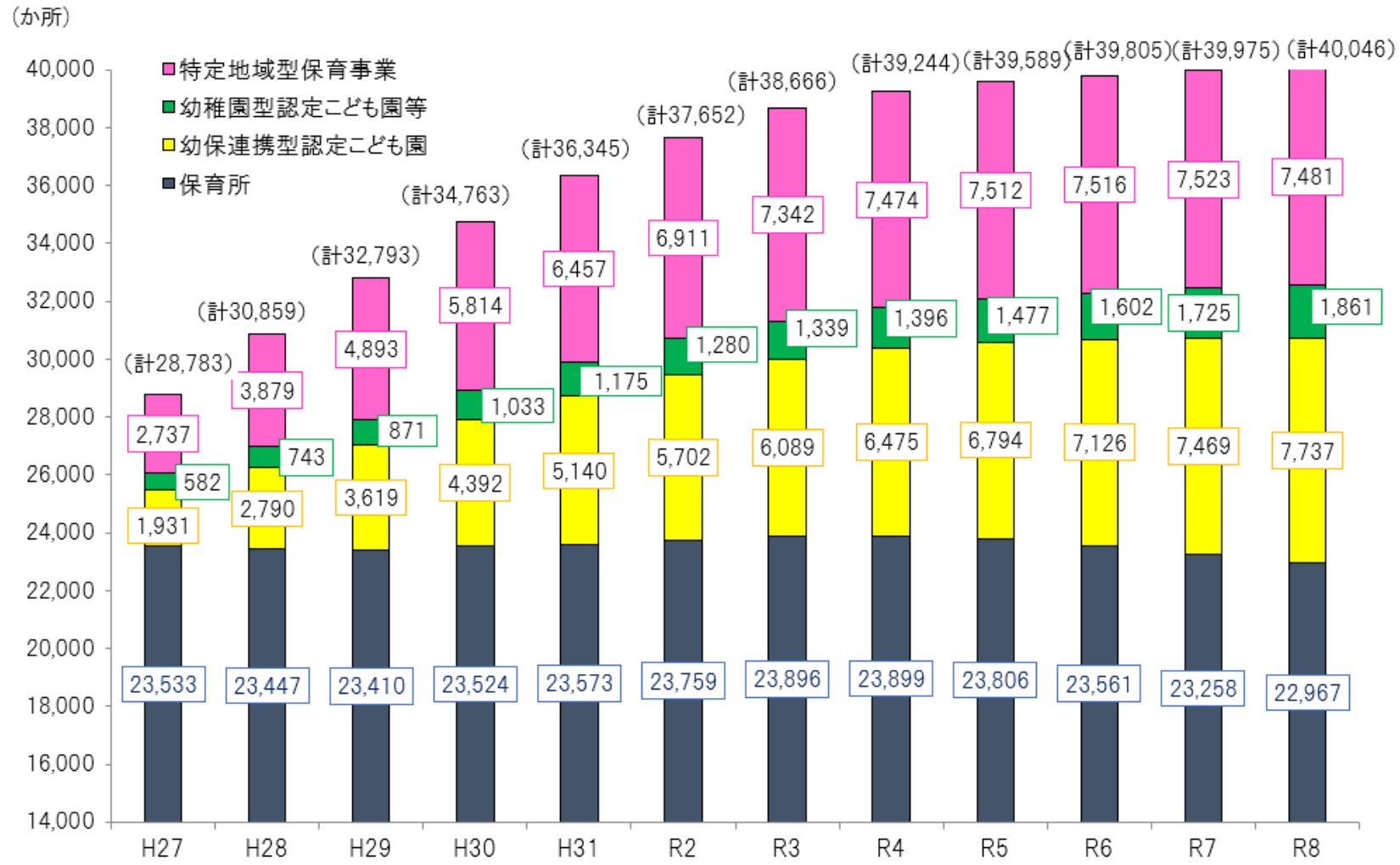

保育所等利用児童数等の状況③

○ 令和７年４月１日時点の保育所等利用率は全年齢平均で55.7%と就学前児童数の過半数を占める。
○ 女性の就業率について、令和７年は83.6%（対前年1.7%増）。
○ 共働き世帯の割合について、令和７年は79.7%（対前年2.4%増）。

女性の就業率と保育所等利用率の推移

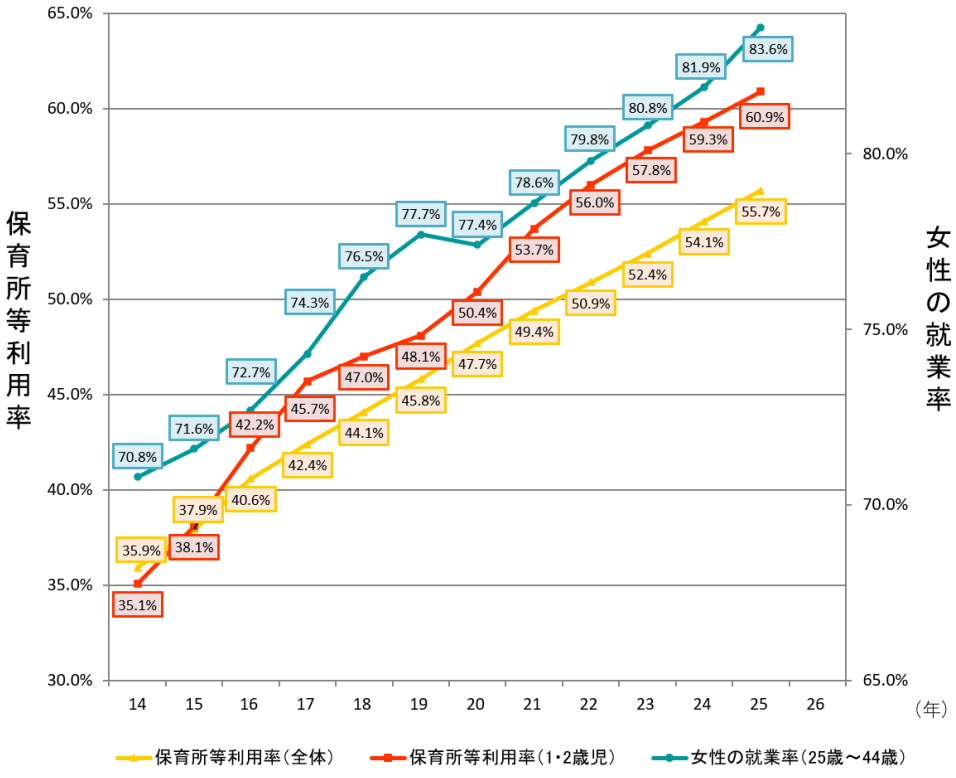

※保育所等利用率：当該年齢の保育所等利用児童数÷当該年齢の就学前児童数
※女性の就業率：総務省統計局「労働力調査」

共働き世帯数の推移

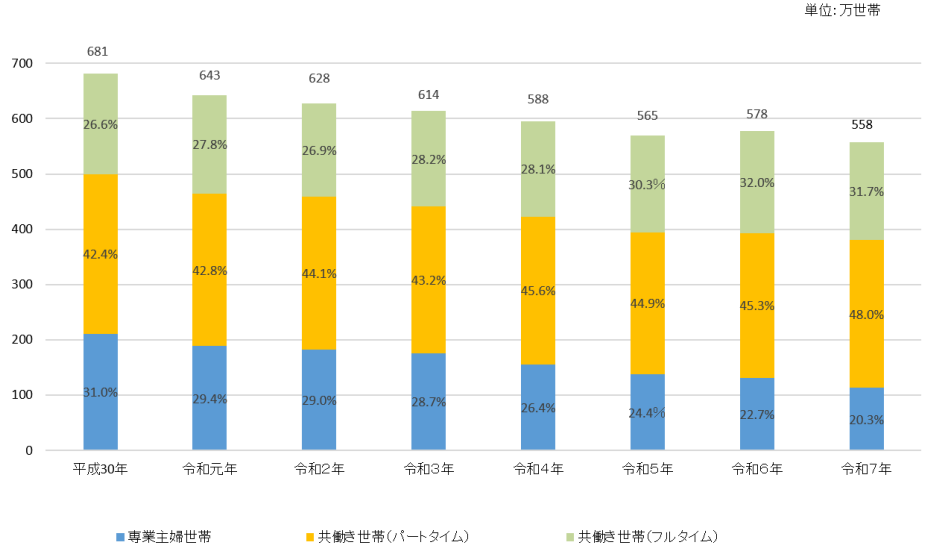

【参考】年齢区分別の就学前児童数

	令和７年４月（注1）	令和６年４月（注2）
3歳未満児（0～2歳）	2,270,000人	2,382,000人
うち0歳児	716,000人	757,000人
うち1・2歳児	1,554,000人	1,625,000人
3歳以上児	2,536,000人	2,621,000人
全年齢児計	4,806,000人	5,003,000人

（注1）人口推計年報（令和6年10月1日）
（注2）人口推計年報（令和5年10月1日）

令和８年４月の待機児童数のポイント

①待機児童の状況

待機児童数：2,435人（対前年＋181人）

・**約89.1%**の市区町村（1,552自治体）で**待機児童なし**

・待機児童数が**50人以上**の市区町村は**８自治体**（＋３自治体）
（うち**100人以上**の市区町村は**３自治体**（＋２自治体））

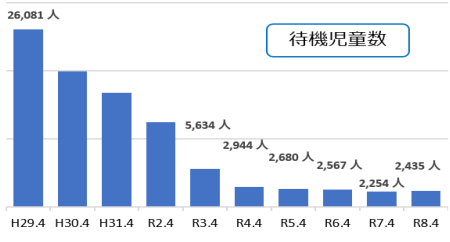

待機児童数別の自治体数の内訳

		0人	1～49人	50～99人	100人以上
R８年度		1,552	181	5	3
		89.1%	10.4%	0.3%	0.2%
	対前年	22	▲ 25	1	2
R７年度		1,530	206	4	1

②待機児童数について

待機児童数については、
- **保育の受け皿拡大**
- **就学前人口の減少**

などの要因により全国的に逓減傾向にあるが、

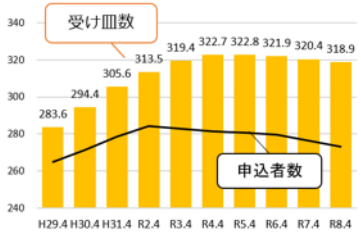

- **申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**
- **保育士を確保できなかったことによる利用定員の減少**

などにより東京都等において大きな増加がみられた自治体もあり、令和８年４月の全国の待機児童数は181人の増加となった。

③今後の見込み

全体的な保育ニーズ（数）は減少傾向にあるが、
- **女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R6:81.9% →R7:83.6%※）
- **共働き世帯割合の増加**（R6:77.3% →R7:79.7%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加などの**地域の事情**についても注視が必要

一方、定員充足率は全国的に逓減傾向にあることから、持続可能な保育機能の確保について検討が必要

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

○ 令和８年度以降も、**「保育政策の新たな方向性」**に基づき、地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保していけるよう、取組を進めていく。

○ 待機児童が多い自治体等に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い、**各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。

○ また、各年度ごとに、**人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るための支援**や**手厚い支援が必要な児童の受け入れにかかる支援**を行うとともに、**保育士の一層の業務負担軽減**及び**保育人材の確保**を図っていく。

○ また、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっていることから、今後は、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における**持続可能な保育機能の確保**を進めていく。

令和８年４月１日時点の待機児童数について

○ 令和８年４月１日時点の待機児童数は2,435人（対前年＋181人）。

○ これまでの減少傾向から増加に転じたものの、待機児童数がピークであった平成29年の10分の１以下となっている。

	待機児童数	
	４月１日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人
2016(平成28)年	23,553人	386人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人
2019(平成31)年	16,772人	▲3,123人
2020(令和２)年	12,439人	▲4,333人
2021(令和3)年	5,634人	▲6,805人
2022(令和4)年	2,944人	▲2,690人
2023(令和5)年	2,680人	▲264人
2024(令和6)年	2,567人	▲113人
2025(令和7)年	2,254人	▲313人
2026(令和8)年	2,435人	**181人**

保育所等待機児童数等の状況①

○　年齢区分別待機児童数については、３歳未満児が全体の96.0%を占める。特に１・２歳児に多く、全体の86.9%（2,117人／2,337人）を占めている。

○　待機児童数がいる市区町村数は189自治体（全市区町村の10.9%）で、前年度から22自治体減。

○　保育の申込者数については、令和７年４月から令和８年４月にかけて１・２歳児・３歳以上児において減少する一方で、０歳児においては増加している。

【表３】年齢別の待機児童数及び利用児童数

		R８待機児童数		R８利用児童数
低年齢児（0～2歳）		2,337人	(96.0%)	1,064,265人
	うち0歳児	220人	(9.0%)	132,780人
	うち1・2歳児	2,117人	(86.9%)	931,485人
3歳以上児		98人	(4.0%)	1,582,491人
全年齢児計		2,435人	(100.0%)	2,646,756人

【表４】待機児童のいる市区町村数

※（）は前年４月１日時点

待機児童数	市 区 町 村	
100人以上	3	(1)
50人以上100人未満	5	(4)
1人以上 50人未満	181	(206)
計	189	(211)

（参考）保育の数の８年間の推移

（単位：人）

	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
0歳	168,674	166,730	159,384	158,490	149,011	144,870	141,980	145,164
前年比	3,330	▲ 1,944	▲ 7,346	▲ 894	▲ 9,479	▲ 4,141	▲ 2,890	3,184
1歳	479,966	486,811	479,542	476,716	489,887	483,168	473,953	468,894
前年比	15,309	6,845	▲ 7,269	▲ 2,826	13,171	▲ 6,719	▲ 9,215	▲ 5,059
2歳	530,934	539,994	534,809	530,396	526,899	540,919	527,718	515,439
前年比	10,250	9,060	▲ 5,185	▲ 4,413	▲ 3,497	14,020	▲ 13,201	▲ 12,279
3歳以上	1,604,315	1,648,673	1,654,431	1,647,055	1,638,881	1,628,242	1,621,584	1,600,184
前年比	42,641	44,358	5,758	▲ 7,376	▲ 8,174	▲ 10,639	▲ 6,658	▲ 21,400
合計	2,783,889	2,842,208	2,828,166	2,812,657	2,804,678	2,797,199	2,765,235	2,729,681
前年比	71,530	58,319	▲ 14,042	▲ 15,509	▲ 7,979	▲ 7,479	▲ 31,964	▲ 35,554

保育所等待機児童数等の状況②

○　待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、89.1%の市区町村（1,552）において０人となっている。
○　待機児童は都市部（※）に多く見られる状況にあり、全体の75.5%（待機児童数1,838人）を占めている。
（※）都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の７都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市
○　待機児童数の減少数が大きい自治体では、自治体の保育人材の確保などによる利用定員数の拡大も含め、保育の受け皿整備の取組が待機児童の改善に寄与しているとみられる。

＜待機児童数の多い上位10地方自治体＞

※待機児童率＝待機児童数／申込者数

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込児童数			R8.4 待機児童率
			R8.4	R7.4	増減数		R8.4	R7.4	増減数	
1	東京都	世田谷区	166	47	119	27	20,469	20,022	447	0.81%
2	東京都	足立区	106	7	99	▲ 25	13,773	13,186	587	0.77%
3	東京都	北区	103	18	85	2	9,265	9,157	108	1.11%
4	東京都	町田市	90	40	50	98	9,614	9,082	532	0.94%
5	東京都	江戸川区	75	0	75	590	16,114	15,325	789	0.47%
5	兵庫県	西宮市	75	76	▲ 1	212	10,331	10,287	44	0.73%
7	奈良県	橿原市	56	68	▲ 12	▲ 319	2,466	2,509	▲ 43	2.27%
8	兵庫県	明石市	54	56	▲ 2	86	10,399	10,281	118	0.52%
9	東京都	大田区	48	0	48	▲ 2	16,220	15,878	342	0.30%
10	東京都	立川市	45	8	37	▲ 12	4,103	3,916	187	1.10%

※参考：東京都を除いた待機児童数の多い上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込児童数			R8.4 待機児童率
			R8.4	R7.4	増減数		R8.4	R7.4	増減数	
5	兵庫県	西宮市	75	76	▲ 1	212	10,331	10,287	44	0.73%
7	奈良県	橿原市	56	68	▲ 12	▲ 319	2,466	2,509	▲ 43	2.27%
8	兵庫県	明石市	54	56	▲ 2	86	10,399	10,281	118	0.52%
14	大阪府	箕面市	37	14	23	49	3,212	3,133	79	1.15%
17	三重県	四日市市	32	56	▲ 24	73	5,982	5,990	▲ 8	0.53%
19	滋賀県	大津市	31	132	▲ 101	88	9,434	9,478	▲ 44	0.33%
23	宮城県	富谷市	26	0	26	113	1,211	1,098	113	2.15%
23	北海道	南幌町	26	7	19	▲ 9	248	216	32	10.48%
25	福岡県	水巻町	25	0	25	31	744	721	23	3.36%
25	奈良県	生駒市	25	19	6	▲ 48	2,502	2,523	▲ 21	1.00%

＜待機児童数に増減のあった地方自治体＞

1．待機児童数の**増加数が大きい**上位10地方自治体

※待機児童率＝待機児童数／申込者数

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込児童数			R8.4
			R8.4	R7.4	増加数		R8.4	R7.4	増減数	待機児童率
1	東京都	世田谷区	166	47	119	27	20,469	20,022	447	0.81%
2	東京都	足立区	106	7	99	▲ 25	13,773	13,186	587	0.77%
3	東京都	北区	103	18	85	2	9,265	9,157	108	1.11%
4	東京都	江戸川区	75	0	75	590	16,114	15,325	789	0.47%
5	東京都	町田市	90	40	50	98	9,614	9,082	532	0.94%
6	東京都	大田区	48	0	48	▲ 2	16,220	15,878	342	0.30%
7	東京都	小平市	43	0	43	▲ 42	4,942	4,784	158	0.87%
8	東京都	立川市	45	8	37	▲ 12	4,103	3,916	187	1.10%
9	東京都	板橋区	35	7	28	152	12,846	12,406	440	0.27%
10	宮城県	富谷市	26	0	26	113	1,211	1,098	113	2.15%

※参考：東京都を除いた待機児童数の**増加数が大きい**上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込児童数			R8.4
			R8.4	R7.4	増加数		R8.4	R7.4	増減数	待機児童率
10	宮城県	富谷市	26	0	26	113	1,211	1,098	113	2.15%
11	福岡県	水巻町	25	0	25	31	744	721	23	3.36%
16	大阪府	箕面市	37	14	23	49	3,212	3,133	79	1.15%
18	福岡県	新宮町	20	0	20	10	782	755	27	2.56%
19	北海道	南幌町	26	7	19	▲ 9	248	216	32	10.48%
21	長崎県	大村市	15	0	15	179	3,545	3,424	121	0.42%
23	長野県	白馬村	13	0	13	▲ 8	210	167	43	6.19%
23	兵庫県	稲美町	20	7	13	0	690	681	9	2.90%
23	大阪府	吹田市	17	4	13	147	9,177	9,025	152	0.19%
26	三重県	川越町	23	11	12	0	416	397	19	5.53%

2．待機児童数の**減少数が大きい**上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数	申込児童数			R8.4
			R8.4	R7.4	減少数		R8.4	R7.4	増減数	待機児童率
1	滋賀県	大津市	31	132	▲ 101	88	9,434	9,478	▲ 44	0.33%
2	沖縄県	北谷町	0	42	▲ 42	0	906	1,007	▲ 101	0.00%
3	滋賀県	草津市	10	48	▲ 38	67	4,595	4,553	42	0.22%
4	大阪府	高石市	0	34	▲ 34	49	1,398	1,461	▲ 63	0.00%
5	滋賀県	近江八幡市	8	40	▲ 32	65	2,375	2,329	46	0.34%
6	三重県	四日市市	32	56	▲ 24	73	5,982	5,990	▲ 8	0.53%
6	大阪府	藤井寺市	0	24	▲ 24	60	1,358	1,433	▲ 75	0.00%
6	大阪府	大阪狭山市	14	38	▲ 24	0	1,543	1,635	▲ 92	0.91%
9	千葉県	船橋市	12	34	▲ 22	274	14,057	14,096	▲ 39	0.09%
10	埼玉県	草加市	5	26	▲ 21	22	4,047	4,140	▲ 93	0.12%

【表５】都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)		待機児童数(%)	
７都府県・指定都市・中核市	1,693,954人	(64.0%)	1,838人	(75.5%)
その他の道県	952,802人	(36.0%)	597人	(24.5%)
全国計	2,646,756人	(100.0%)	2,435人	(100.0%)

【表６】都市部とそれ以外の地域の待機児童率

	申込者数(%)		待機児童率(%)
７都府県・指定都市・中核市	1,756,504人	(64.3%)	0.10%
その他の道県	973,177人	(35.7%)	0.06%
全国計	2,729,681人	(100.0%)	0.09%

（待機児童率：待機児童数÷申込者数）

【参考】令和8年4月1日　全国待機児童マップ（市区町村別）

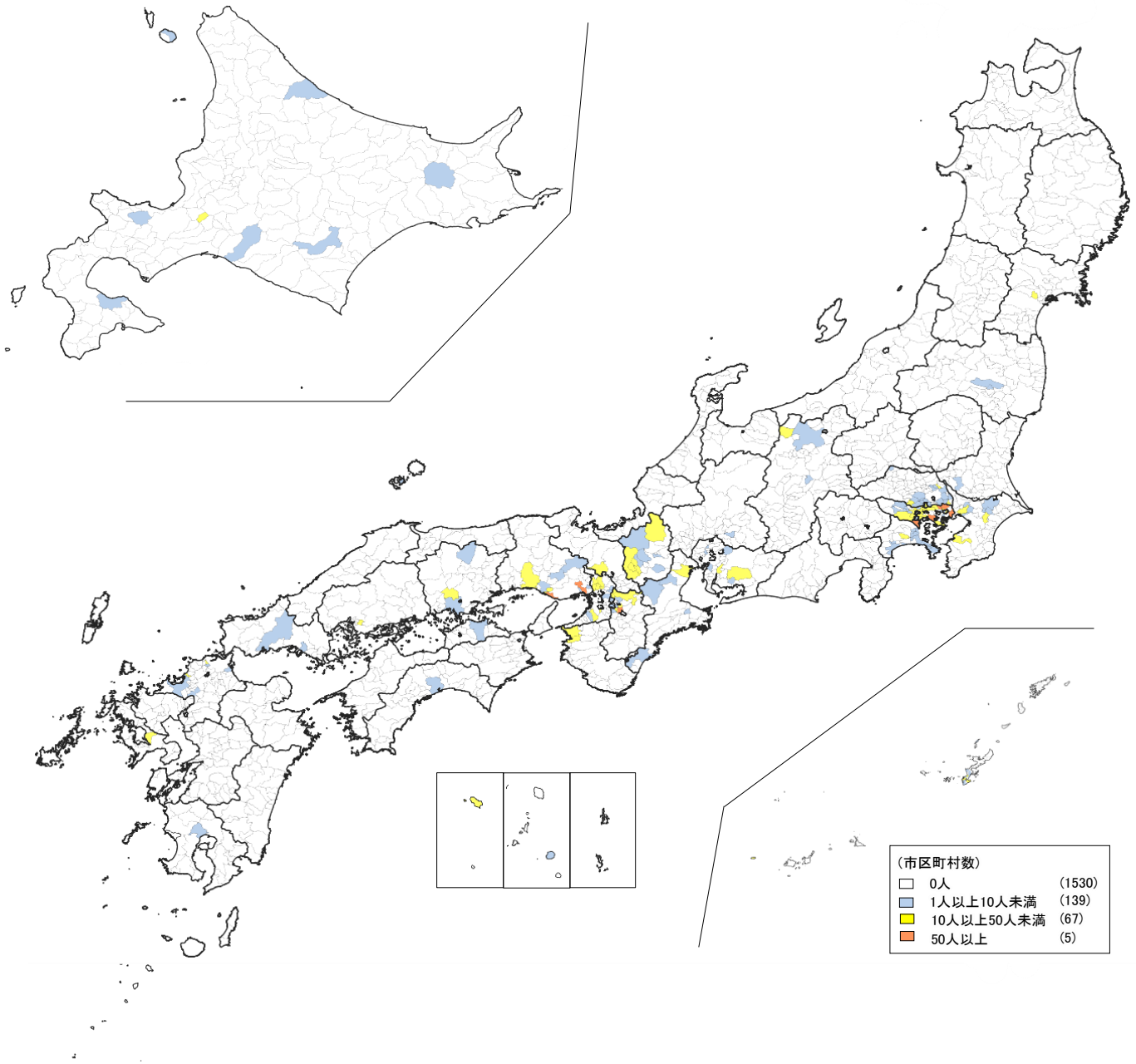

都道府県	待機児童数	待機児童率	参考 (R7) 待機児童数	参考 増減
	人	%	人	人
北海道	38	0.05	34	4
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	0	0.00	5	▲ 5
宮城県	26	0.06	17	9
秋田県	0	0.00	5	▲ 5
山形県	0	0.00	0	0
福島県	3	0.01	5	▲ 2
茨城県	1	0.00	1	0
栃木県	0	0.00	3	▲ 3
群馬県	0	0.00	0	0
埼玉県	140	0.10	208	▲ 68
千葉県	69	0.05	91	▲ 22
東京都	1,113	0.34	339	774
神奈川県	65	0.04	138	▲ 73
新潟県	0	0.00	0	0
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	0	0
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	20	0.04	10	10
岐阜県	1	0.00	0	1
静岡県	0	0.00	0	0
愛知県	47	0.03	51	▲ 4
三重県	73	0.20	84	▲ 11
滋賀県	102	0.27	335	▲ 233
京都府	15	0.03	15	0
大阪府	133	0.07	194	▲ 61
兵庫県	200	0.17	199	1
奈良県	147	0.55	186	▲ 39
和歌山県	32	0.18	53	▲ 21
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	3	0.02	0	3
岡山県	20	0.04	22	▲ 2
広島県	11	0.02	0	11
山口県	16	0.06	9	7
徳島県	2	0.01	0	2
香川県	1	0.00	1	0
愛媛県	0	0.00	13	▲ 13
高知県	6	0.04	10	▲ 4
福岡県	53	0.04	29	24
佐賀県	0	0.00	8	▲ 8
長崎県	15	0.05	0	15
熊本県	0	0.00	4	▲ 4
大分県	0	0.00	0	0
宮崎県	0	0.00	0	0
鹿児島県	5	0.01	14	▲ 9
沖縄県	78	0.14	171	▲ 93
計	2,435	0.09	2,254	181

※ 待機児童率＝待機児童数／申込者数

待機児童を解消できなかった要因

○ 令和８年４月時点で待機児童のいる自治体に対して待機児童を解消できなかった要因を尋ねたところ、**「申込者数の想定以上の増加、又は計画していた利用定員数の不足」「保育人材の確保が困難」「保育需要の地域偏在」**が上位にあげられている。

○ 待機児童が特に多い自治体における事情について、例えば東京都内の自治体は主な要因として、「申込者数が想定以上に増加した、又は計画していた利用定員数が不足していた」ことをはじめ、「地域によって保育需要に偏りがあった（特定の地域や施設に利用申込みが集中したなど）」「保育人材の確保が困難だったため、利用定員数の見込みを達成できなかった」との回答が多かった。

○ なお、待機児童のいる189自治体のうち、前年より待機児童が増加した自治体は98自治体（対前年▲11自治体）あり、そのうち43自治体が昨年度は待機児童が０人であり、待機児童解消後も保育ニーズの動向に注視する必要がある。

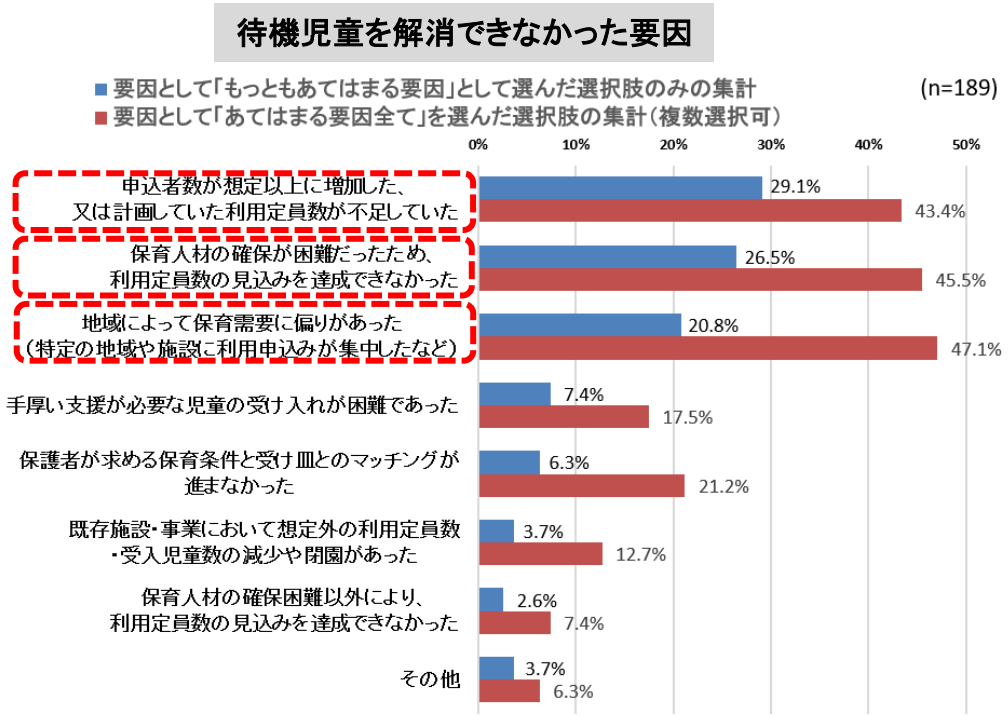

備考）令和8年4月時点で待機児童が存在する自治体（189自治体）に対して尋ねた結果

待機児童数の**多い**上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数 R8.4	待機児童数 R7.4	待機児童数 対前年比（R8−R7）	利用定員増加数	申込者増加数
1	東京都	世田谷区	166	47	119	27	447
2	東京都	足立区	106	7	99	▲ 25	587
3	東京都	北区	103	18	85	2	108
4	東京都	町田市	90	40	50	98	532
5	東京都	江戸川区	75	0	75	590	789
5	兵庫県	西宮市	75	76	▲ 1	212	44
7	奈良県	橿原市	56	68	▲ 12	▲ 319	▲ 43
8	兵庫県	明石市	54	56	▲ 2	86	118
9	東京都	大田区	48	0	48	▲ 2	342
10	東京都	立川市	45	8	37	▲ 12	187

待機児童数の**増加数が大きい**上位10地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数 R8.4	待機児童数 R7.4	待機児童数 対前年比（R8−R7）	利用定員増加数	申込者増加数
1	東京都	世田谷区	166	47	119	27	447
2	東京都	足立区	106	7	99	▲ 25	587
3	東京都	北区	103	18	85	2	108
4	東京都	江戸川区	75	0	75	590	789
5	東京都	町田市	90	40	50	98	532
6	東京都	大田区	48	0	48	▲ 2	342
7	東京都	小平市	43	0	43	▲ 42	158
8	東京都	立川市	45	8	37	▲ 12	187
9	東京都	板橋区	35	7	28	152	440
10	宮城県	富谷市	26	0	26	113	113

待機児童の多い上位10自治体等の状況（Ｒ８調査結果）

○ 令和８年４月時点で①待機児童の多い上位10自治体及び②待機児童数の増加数が多い上位10自治体について、ヒアリングを実施した。

○ 令和８年４月の待機児童を解消できなかった主な要因としては、「申込者数の想定以上の増加、又は計画していた利用定員数の不足」「保育人材の確保が困難」等があげられたが、「地域偏在」ほか複合的な要因によるとの回答も多くみられた。

申込者数の想定以上の増加又は計画していた利用定員数の不足 ・ 保育人材の確保が困難

- 共働き世帯や共働きを希望する世帯等、保育を必要とする方が増加したため。
- 早期の育休切り上げや就労を目指して求職活動を希望する方が増加したため。
- 子育て支援等を充実させたことにより子育て世帯の転入が増加したため。
- 保育士不足により定員通りの受入れができない施設や弾力化による対応ができない施設が生じたため。
- 保育士の離職や短時間勤務等の希望が増加し、保育体制の確保が困難になったため。

その他

- マンションや宅地の開発に伴う子育て世帯の転入増加等により、地域偏在が生じたため。
- 保育士の加配が必要なこどもや外国籍のこどもが増加し、受入れや定員の維持・拡大が困難になったため。
- 計画していた新規施設整備の遅れにより、保育の受け皿確保が間に合わなかったため。
- 土地や建物、事業者とのマッチングがうまくいかず、計画通りに新規施設の整備を進められなかったため。

都内自治体における申込者数増の要因

- 保育料第一子無償化（令和7年9月～）による保育需要増加の影響が考えられる。
- 充実した子育て支援策等により都外への転出が抑制されている可能性も考えられる。
- 特に都心部での地価・家賃の高騰等により、子育て世帯の転入増加が影響していると考えられる。

備考）上記に該当する計13自治体を対象に令和7年7月及び8月に実施したヒアリング内容から主なものを抜粋

待機児童数が減少した要因

○ 令和８年の待機児童数が前年から減少した自治体に、その要因についてアンケート調査を実施したところ、**受け皿の拡大**のほか、**申込者数が見込みを下回った**ことが多くあげられている。

○ 申込者数が見込みを下回った理由としては、昨年同様、**就学前人口の想定以上の減少**を選択する自治体が最も多く、昨年よりも割合は増加している。次いで、**育児休業を予定より長く取得する保護者の増加**を選択する自治体が多いが、昨年よりも割合は減少している。

待機児童数が減少した要因

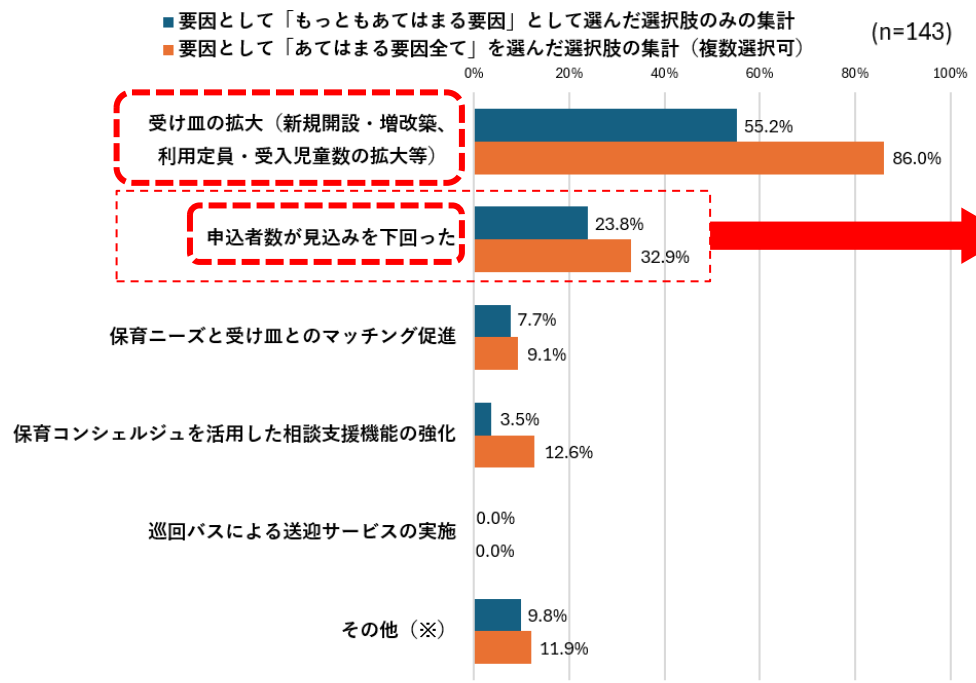

備考）令和8年の待機児童が前年（令和7年）から減少した自治体に対してその要因を尋ねた結果

申込者数が見込みを下回った理由

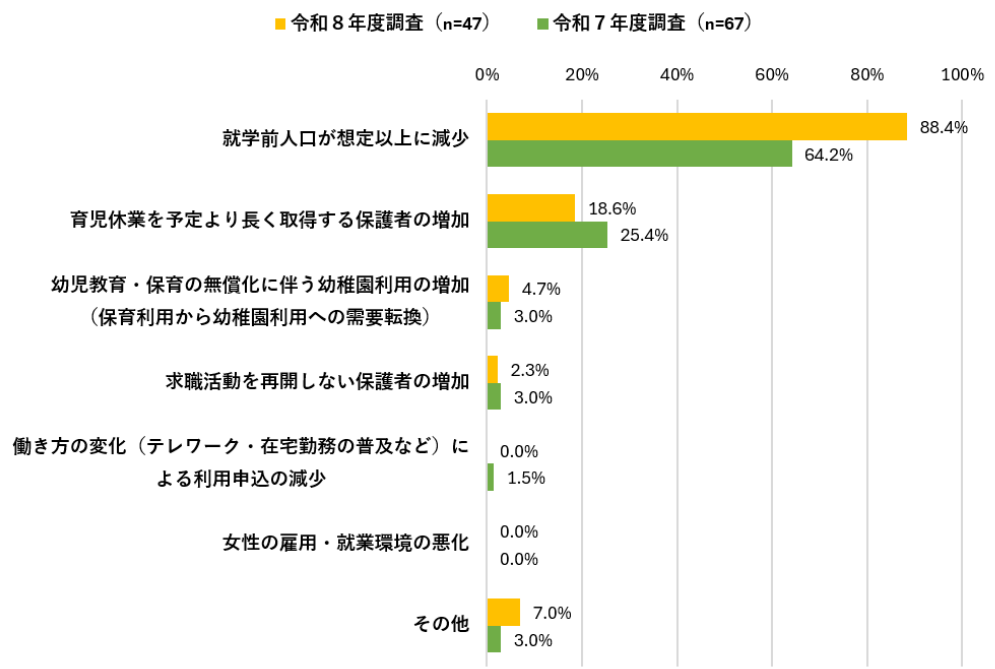

備考）左のグラフにおいて「申込者数が見込みを下回った」を選択した自治体に尋ねた結果（複数選択可）

（参考）保育所等利用待機児童数調査における除外４類型について

○ 待機児童とは、保育園等の利用申込者数から、保育園等を実際に利用している者の数及び「除外４類型」（※）を除いた数としている。

○ この除外４類型については、平成29年３月に、有識者会議の検討を踏まえ、市町村ごとの運用上のばらつきを絞り込む方向に統一・是正し、待機児童の定義が広くなる見直しを行った。

（※）保育所等利用待機児童数調査における待機児童に含めない「除外４類型」及びその取扱いは以下のとおり（平成29年４月以降）。

【特定の保育所等のみ希望している者】

○「他に利用可能な保育所」の判断については、**地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて判断する。**

※ 他に利用可能な保育所等とは、「開所時間が保護者の需要に応えている」または「立地条件が登園するのに無理がない（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園可能　等）」に該当するもの。

○ 申請書に記載された希望園等によって一律に判断するのではなく、**他に利用可能な保育所等の情報の提供を行うとともに、保護者の意向を丁寧に確認する。**

※ 情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、その例として、「入所保留通知発出に併せて他に利用可能な保育所等の情報を送付」や「電話・メール等で他に利用可能な保育所等の情報を提供」等

【求職活動を休止している者】

○ **保護者が求職活動を行っておらず、「保育の必要性」が認められない状況にあることを確認する。**

※ 個別に確認する例として、「電話・メール等で保護者に求職活動状況を聴取」や「求職活動状況を証明できる書類の提出を求める」等

【育児休業中の者】

○ **育児休業中の保護者について、入園できたときに復職することを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。**

※ 具体的な確認方法の例として、「入園申込書に復職意向を確認するためのチェック覧を設ける」、「電話・メール等で復職意向を聴取」等

【地方単独保育施策を利用している者】

○ **地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するの）を対象とする。**

	申込者数	保育所等を利用している者	特例保育等を利用している者	除外４類型					待機児童数
				育児休業中の者	特定の保育園等のみ希望している者	地方単独事業を利用している者	求職活動を休止している者	小計	
平成28年４月	2,559,465	2,458,607	9,951	7,229	35,985	16,963	7,177	67,354	23,553
平成29年４月	2,650,100	2,546,669	8,126	5,528	38,978	16,744	7,974	69,224	26,081
平成30年４月	2,712,359	2,614,405	10,160	4,966	41,002	14,157	7,774	67,899	19,895
平成31年４月	2,783,889	2,679,651	13,539	6,787	46,724	13,120	7,296	73,927	16,772
令和２年４月	2,842,208	2,737,359	17,570	10,585	46,666	10,656	6,933	74,840	12,439
令和３年４月	2,828,166	2,742,071	16,880	13,278	37,954	7,605	4,744	63,581	5,634
令和４年４月	2,812,657	2,729,899	18,531	15,199	35,656	6,199	4,229	61,283	2,944
令和５年４月	2,804,678	2,717,335	18,495	17,651	37,781	6,308	4,428	66,168	2,680
令和６年４月	2,797,199	2,705,058	18,542	19,752	40,480	6,055	4,745	71,032	2,567
令和７年４月	2,765,235	2,678,417	20,075	15,043	39,469	5,531	4,446	64,489	2,254
令和８年４月	2,729,681	2,646,756	19,042	14,664	37,672	4,841	4,271	61,448	2,435
差引（R8−R7）	▲ 35,554	▲ 31,661	▲ 1,033	▲ 379	▲ 1,797	▲ 690	▲ 175	▲ 3,041	181

※ 保育所等　：認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

※ 特例保育等：特例保育、認可化移行支援事業、幼稚園における預かり保育事業等、企業主導型保育事業

都道府県別保育所等利用状況（令和８年４月１日）

○ 全国の保育所等利用定員は3,016,417人であり、（利用児童数／保育所等利用定員）は87.7%。

令和8年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
全国	3,016,417人	2,729,681人	2,646,756人	2,435人	87.7%
(参考)令和7年度	3,029,282人	2,765,235人	2,678,417人	2,254人	88.4%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
北海道	93,489人	83,438人	80,845人	38人	86.5%
青森県	29,320人	24,626人	24,373人	0人	83.1%
岩手県	29,724人	24,691人	24,195人	0人	81.4%
宮城県	46,791人	43,368人	42,577人	26人	91.0%
秋田県	21,817人	17,566人	17,316人	0人	79.4%
山形県	27,254人	22,642人	22,438人	0人	82.3%
福島県	38,538人	32,605人	32,178人	3人	83.5%
茨城県	66,777人	59,401人	57,920人	1人	86.7%
栃木県	45,060人	38,997人	38,247人	0人	84.9%
群馬県	49,769人	43,205人	42,613人	0人	85.6%
埼玉県	148,630人	144,551人	138,004人	140人	92.9%
千葉県	139,707人	129,250人	125,050人	69人	89.5%
東京都	339,206人	323,891人	308,997人	1,113人	91.1%
神奈川県	184,416人	181,243人	174,516人	65人	94.6%
新潟県	61,108人	49,953人	49,634人	0人	81.2%
富山県	30,920人	25,429人	25,116人	0人	81.2%
石川県	36,638人	29,953人	29,841人	0人	81.4%
福井県	27,058人	21,933人	21,719人	0人	80.3%
山梨県	23,829人	17,983人	17,779人	0人	74.6%
長野県	61,268人	45,830人	45,329人	20人	74.0%
岐阜県	43,530人	34,937人	34,666人	1人	79.6%
静岡県	76,708人	67,142人	65,534人	0人	85.4%
愛知県	189,663人	161,286人	157,281人	47人	82.9%
三重県	43,484人	36,911人	35,897人	73人	82.6%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
滋賀県	39,725人	37,951人	36,036人	102人	90.7%
京都府	58,442人	52,979人	51,884人	15人	88.8%
大阪府	198,272人	199,144人	188,201人	133人	94.9%
兵庫県	118,912人	117,191人	111,590人	200人	93.8%
奈良県	29,005人	26,610人	25,072人	147人	86.4%
和歌山県	20,936人	17,971人	17,728人	32人	84.7%
鳥取県	18,626人	14,485人	14,405人	0人	77.3%
島根県	21,279人	18,503人	18,433人	3人	86.6%
岡山県	50,473人	45,070人	44,246人	20人	87.7%
広島県	73,484人	62,601人	61,225人	11人	83.3%
山口県	28,913人	26,316人	25,439人	16人	88.0%
徳島県	17,604人	15,073人	14,825人	2人	84.2%
香川県	26,191人	21,306人	21,039人	1人	80.3%
愛媛県	29,394人	24,795人	24,284人	0人	82.6%
高知県	21,929人	16,660人	16,626人	6人	75.8%
福岡県	130,263人	122,648人	118,351人	53人	90.9%
佐賀県	25,823人	21,993人	21,742人	0人	84.2%
長崎県	36,157人	32,419人	32,082人	15人	88.7%
熊本県	53,904人	48,968人	48,295人	0人	89.6%
大分県	28,023人	25,095人	24,346人	0人	86.9%
宮崎県	31,785人	27,961人	27,805人	0人	87.5%
鹿児島県	40,292人	35,536人	34,775人	5人	86.3%
沖縄県	62,281人	57,575人	56,262人	78人	90.3%

保育所等における都道府県別の定員充足率（５ヶ年）

○ 定員充足率は全国的に逓減傾向にある。
○ ただし、自治体内でも地域差があることや、年度途中の入所に対応できるように４月時点では空きを設けている保育所もあるなど、数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要。

	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
全国	89.7%	89.1%	88.8%	88.4%	87.7%

都道府県	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
北海道	90.6%	89.5%	89.2%	89.0%	86.5%
青森県	87.9%	85.9%	84.7%	84.3%	83.1%
岩手県	86.7%	86.1%	85.7%	84.0%	81.4%
宮城県	93.1%	92.5%	92.9%	92.3%	91.0%
秋田県	84.1%	82.7%	82.0%	81.0%	79.4%
山形県	87.4%	85.3%	83.7%	82.8%	82.3%
福島県	91.3%	89.1%	86.7%	84.4%	83.5%
茨城県	89.1%	88.5%	88.1%	87.3%	86.7%
栃木県	88.6%	87.1%	86.8%	85.8%	84.9%
群馬県	90.5%	88.9%	88.2%	87.1%	85.6%
埼玉県	92.0%	92.2%	92.5%	93.1%	92.9%
千葉県	89.1%	89.4%	90.2%	90.0%	89.5%
東京都	90.5%	90.2%	90.4%	90.4%	91.1%
神奈川県	96.0%	96.1%	96.3%	95.7%	94.6%
新潟県	83.9%	83.7%	83.4%	81.4%	81.2%
富山県	82.6%	82.5%	81.9%	81.8%	81.2%
石川県	84.7%	83.8%	82.7%	82.4%	81.4%
福井県	84.3%	82.6%	81.9%	81.1%	80.3%
山梨県	78.5%	77.7%	76.6%	75.8%	74.6%
長野県	77.7%	76.5%	76.3%	76.3%	74.0%
岐阜県	80.6%	80.4%	80.3%	79.7%	79.6%
静岡県	87.3%	86.8%	86.7%	85.7%	85.4%
愛知県	82.0%	81.7%	81.3%	82.8%	82.9%
三重県	85.3%	85.9%	84.8%	83.2%	82.6%

都道府県	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
滋賀県	92.1%	92.1%	92.1%	91.2%	90.7%
京都府	92.2%	91.3%	90.1%	89.2%	88.8%
大阪府	95.5%	94.9%	95.2%	95.5%	94.9%
兵庫県	96.5%	95.2%	95.2%	94.7%	93.8%
奈良県	88.1%	86.8%	87.1%	86.3%	86.4%
和歌山県	88.1%	87.7%	86.7%	85.3%	84.7%
鳥取県	83.5%	82.2%	81.1%	78.4%	77.3%
島根県	91.4%	89.7%	89.2%	87.7%	86.6%
岡山県	92.4%	91.1%	90.7%	89.7%	87.7%
広島県	85.9%	84.8%	84.1%	84.3%	83.3%
山口県	90.1%	89.1%	88.9%	89.9%	88.0%
徳島県	85.9%	85.3%	83.8%	84.8%	84.2%
香川県	85.8%	84.2%	83.3%	81.7%	80.3%
愛媛県	87.4%	86.1%	84.2%	83.0%	82.6%
高知県	82.4%	81.4%	79.9%	77.8%	75.8%
福岡県	92.7%	92.4%	92.5%	91.8%	90.9%
佐賀県	90.4%	89.9%	88.8%	86.7%	84.2%
長崎県	92.0%	90.6%	90.3%	89.4%	88.7%
熊本県	93.7%	92.7%	91.8%	90.3%	89.6%
大分県	90.3%	89.6%	89.4%	87.8%	86.9%
宮崎県	92.9%	92.0%	91.4%	89.3%	87.5%
鹿児島県	94.4%	93.1%	91.1%	89.7%	86.3%
沖縄県	92.7%	91.8%	92.3%	91.0%	90.3%

地域ごとの保育所等利用状況について

○ 都市部と過疎地域を比較すると、令和８年４月１日時点の定員充足率は都市部が90.9%と全国平均（87.7%）より高い一方で、過疎地域においては72.7%となっている。
○ 都市部における定員充足率の推移は５年間で▲2.1%に対して、過疎地域では▲8.6%と減少幅が大きく、今後、特に過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
○ 全市区町村に人口減少を見据えた対応の検討状況を尋ねたところ、令和７年度と比較して着手・検討段階に進んでいる自治体が増えている一方で、未だ３割近い自治体が「人口は減少する見込みだが、人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答しており、引き続き地域分析等にかかる支援を進めていく必要がある。

令和8年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,854,099人	1,746,964人	1,684,504人	1,818人	90.9%
過疎地域	207,300人	152,497人	150,733人	0人	72.7%

※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地域に計上しているため、P.10【表5】【表6】の値と一部異なる。

定員充足率の推移

	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月	令和8年4月
都市部	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%	91.3%	90.9%
過疎地域	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%	74.6%	72.7%

保育の受け皿等の推移

＜都市部＞

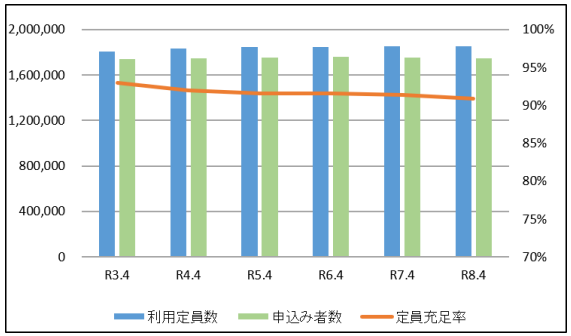

＜過疎地域＞

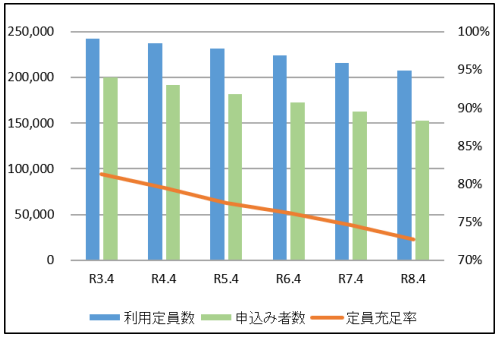

人口減少を見据えた対応の検討状況

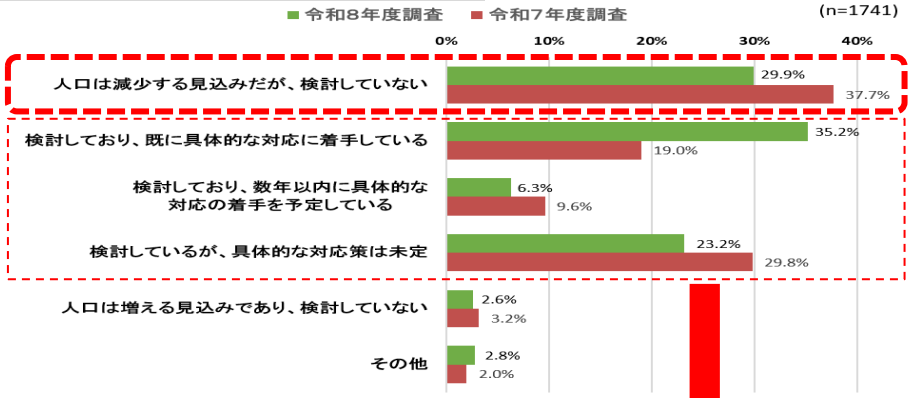

令和8年度調査の着手・検討内容

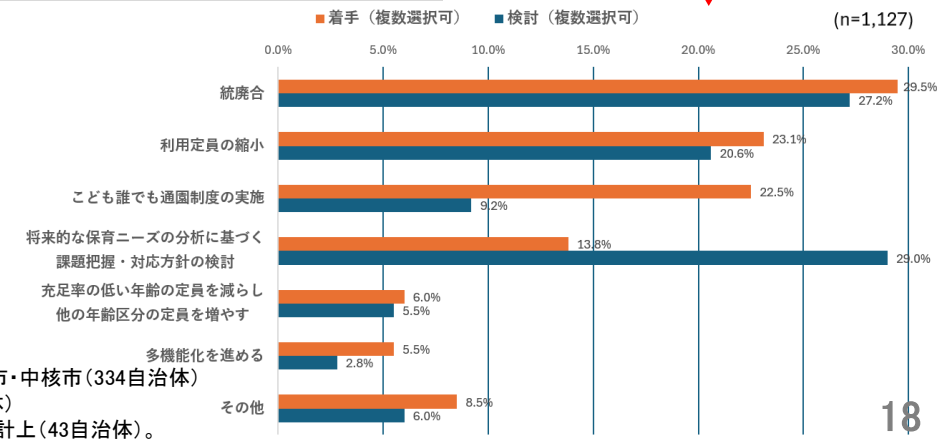

＜定義＞
都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他の指定都市・中核市（334自治体）
過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）
※ 埼玉県長瀞町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上（43自治体）。

「保育提供体制の確保のための実施計画」集計結果（令和８年４月１日時点）

令和７年度以降は、令和６年12月20日に取りまとめた「保育政策の新たな方向性」に基づき、待機児童対策とともに、今後は人口減少が進む中での保育機能の確保・強化にも対応していくため、地域によっては統廃合や規模の縮小、保育施設の多機能化等について進めていくことも必要となります。

ついては、引き続き、市区町村ごとに「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成いただくことで保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策や人口減少対策等に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援を行うこととしております。

○　全国の市区町村から提出された「保育提供体制の確保のための実施計画」に基づく、申込者数、利用定員数、待機児童数の見込・計画値を集計したところ、2025（令和７）年４月１日から2029（令和11）年４月１日までの５年間で申込者数（保育ニーズ）は約9.5万人減少する一方、利用定員数（整備量）は約3千人分増加する見込み。

	年齢	2025（令和7）年4月1日	2026（令和8）年4月1日	2027（令和9）年4月1日	2028（令和10）年4月1日	2029（令和11）年4月1日
		実績	実績	見込・計画数	見込・計画数	見込・計画数
申込者数（保育ニーズ）	０歳児	141,982人	145,164人	172,756人	173,154人	172,550人
	１・２歳児	1,001,671人	984,333人	989,285人	988,775人	986,071人
	３歳以上児	1,621,571人	1,600,184人	1,563,297人	1,528,626人	1,511,951人
	合計	2,765,224人	2,729,681人	2,725,338人	2,690,555人	2,670,572人
利用定員数（整備量）	０歳児	283,160人	280,561人	281,752人	282,575人	282,696人
	１・２歳児	1,068,452人	1,063,901人	1,073,557人	1,078,698人	1,081,419人
	３歳以上児	1,835,852人	1,828,457人	1,830,219人	1,828,531人	1,825,972人
	合計	3,187,464人	3,172,919人	3,185,528人	3,189,804人	3,190,087人
待機児童数	０歳児	164人	220人	0人	0人	0人
	１・２歳児	1,877人	2,117人	0人	0人	0人
	３歳以上児	213人	98人	0人	0人	0人
	合計	2,254人	2,435人	0人	0人	0人

※全市区町村の「保育提供体制の確保のための実施計画」についても、こども家庭庁ホームページに公表します。

参 考 資 料

待機児童解消に向けた取組の状況について

【保育の申込者数の状況】

○　これまで女性就業率（25歳から44歳）は上昇しており、これに伴って申込者数も年々増加していたが、令和２年をピークに申込者数は減少に転じている。**令和７年においても女性就業率は上昇**（83.6%）したものの、2026（令和８）年４月時点の**申込者数は減少**している（約3.5万人減）。

○　保育の申込者数は女性就業率の影響を受けることから、令和8年度以降の数については**今後の女性就業率にも注視する必要**がある。

【待機児童数の状況】

○　2026（令和８）年４月時点の待機児童数は、**2,435人となり、これまでの減少傾向から増加に転じた**が、**ピークであった2017（平成29）年の10分の１以下**となっている。

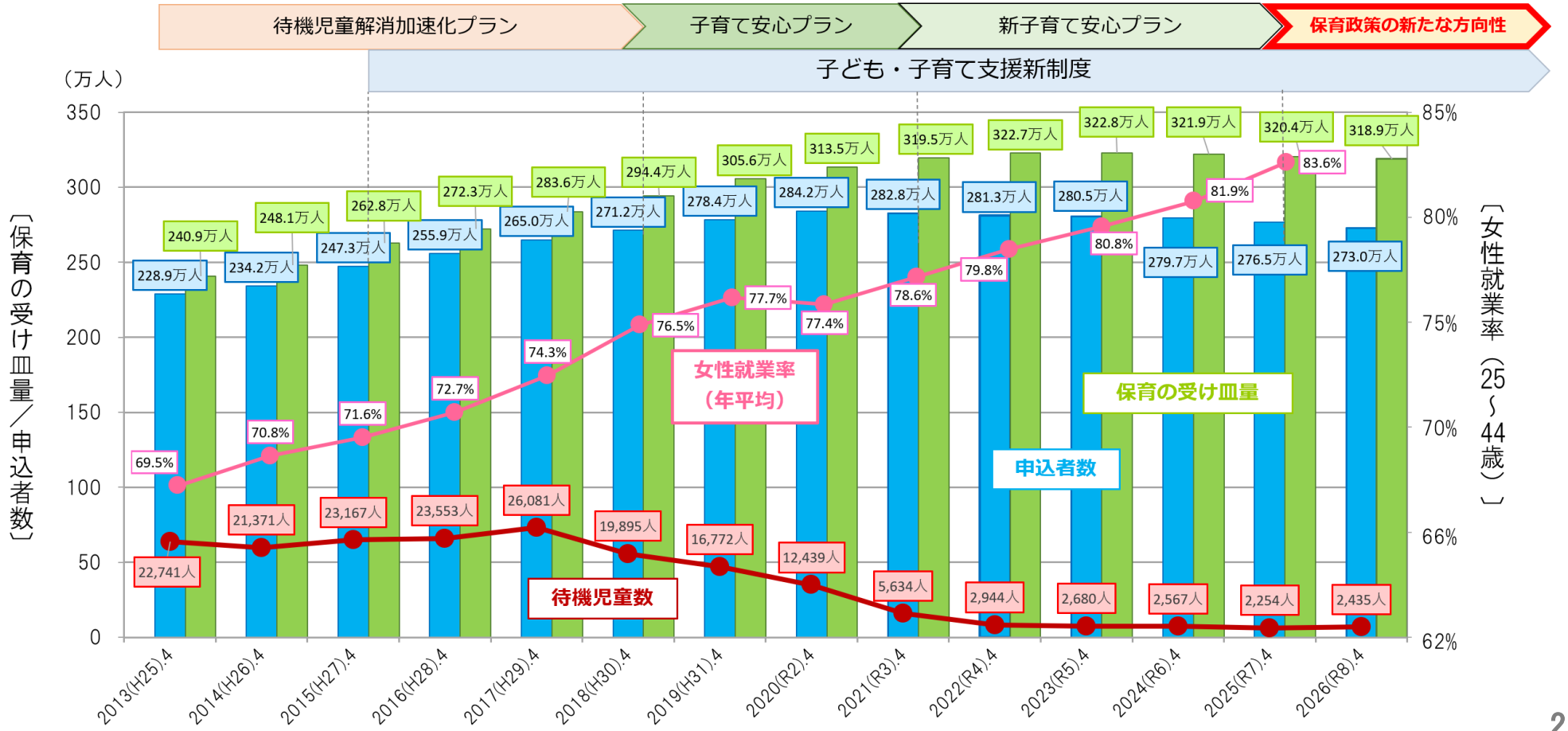

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化　等】
2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実　等】
3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援ｾﾝﾀｰの機能強化、保育DX　等】

☞全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される

☞人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

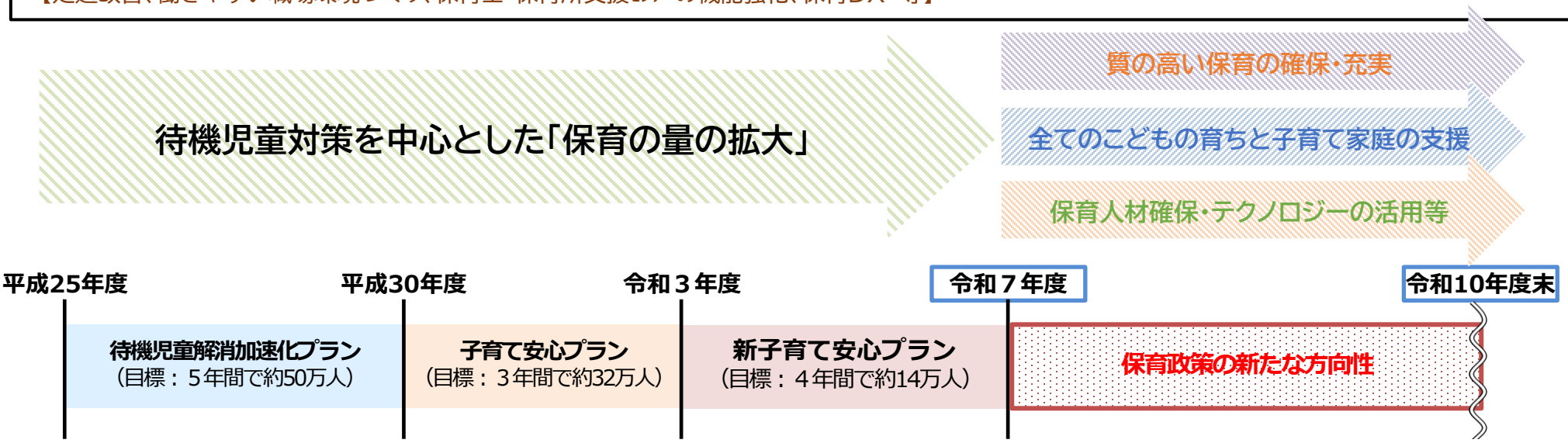

・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数　H29:26,081人→R6:2,567人】
・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率　R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
　→　待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換
・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立（R5.4.1施行）
　→　保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

こどもまんなか こども家庭庁

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：待機児童対策

現状・課題等

○ 「新子育て安心プラン」（令和３年度～令和６年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和６年は2,567人まで減少（各４月１日時点）※令和７年は2,254人

○待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の６割以上が都市部で発生

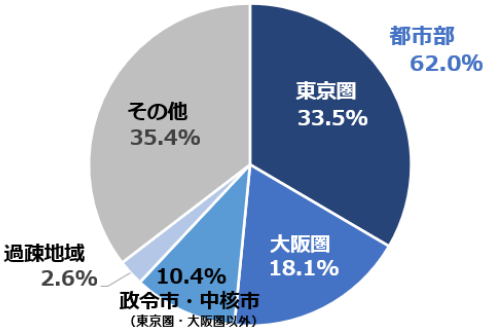

※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R７年度	1,530	206	4	1
	87.9%	11.8%	0.2%	0.1%
対前年	6	▲５	0	▲１
R６年度	1,524	211	4	2

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移

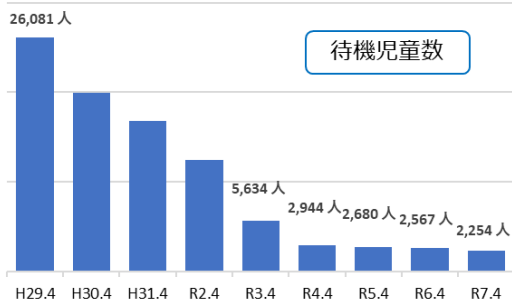

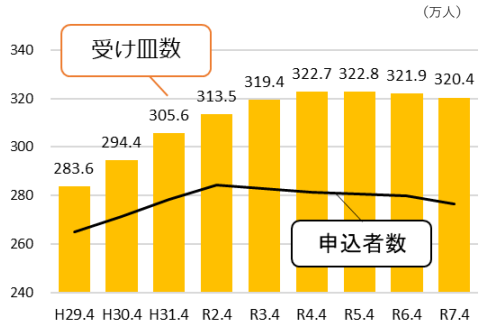

※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保

✓対応のポイント

- □ 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- □ 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

○地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要
- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援　　等

○地域分析の手法の研究を進めるとともに、自治体におけるモデル構築を支援【R7】

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

○引き続き、４月１日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助
（参考）令和７年度ヒアリング実施：17自治体

【待機児童対策協議会を活用した支援】

○協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援

○待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：０自治体（令和８年度）】
※令和７年度実績　５自治体

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

現状・課題等

○受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況

○定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある

○人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要

○また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著

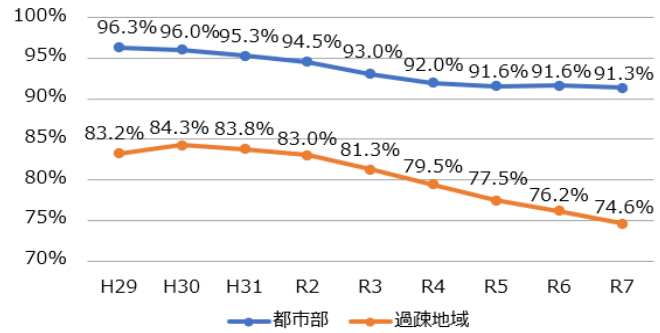

○就学前人口の推移（全国計）

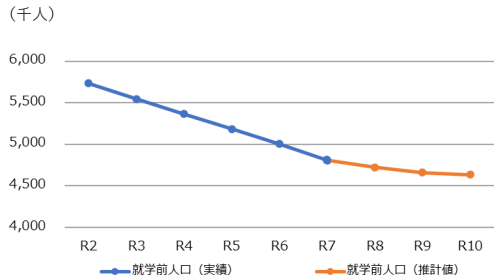

○保育の申込者数（保育ニーズ）の推移（全国計）

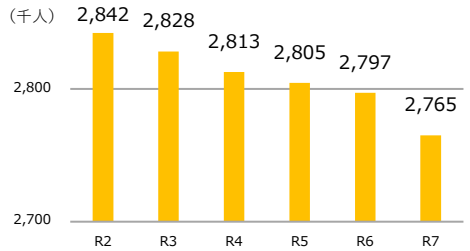

※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和７年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める

✓対応のポイント
- □ 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- □ 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

○地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要
・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

○地域分析の手法の研究を進めるとともに、自治体におけるモデル構築を支援【R7】

【人口減少に対応した公定価格】

○定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む（定員区分の見直し【R7～】、特別地域保育体制確保対応加算（仮称）【R8～】）

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

○過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正～】

○先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

○国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、３～５歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・R8.4～】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

○「規制改革実施計画」（令和６年６月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】

○人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築
【計画的に多機能化等に取り組む自治体数：100自治体（令和８年度）】
※令和７年度実績 104自治体

保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（**R8年度採択市区町村数　392市区町村（令和８年３月時点））**

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1．待機児童対策

【1.①の事業】各年度の４月１日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村（※2）

【1.②～⑥の事業】各年度の４月１日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去３年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2．人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3．地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

※1　認可保育所等における採択について、同一自治体に対して１～３の複数の採択を可能とする。
※2　既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援（設置主体の緩和）を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。
※3　令和５年度または令和６年度に実施している自治体は、令和８年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。
※4　財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【１．待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３）（※５） 設置主体の要件緩和（※６）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

【２．人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３） 設置主体の要件緩和（※６）

【３．地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（１／２→２／３）

※5　実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。
※6　設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。